

5. 関連する他法令等の制度

(1) 都道府県等の条例に基づく措置との関係について

水濁法に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している事業者は、当該施設について、水濁法施行規則において定められる有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守するとともに、定期的に点検し、その結果を記録し、保存しなければならないこととされている。

一方で、地方公共団体において、法律に定める措置より厳しい措置を条例で定めている場合（いわゆる上乘せ規制）も考えられる。そうした場合には当該地方公共団体の条例にも従う必要があるため、施設が設置されている地方公共団体の条例を確認しておく必要がある。

(2) 関連する他法令について

構造等規制に関連する他法令について

水濁法では、これまでは施設そのものに対する規制はかけられていなかったが、工場・事業場からの有害物質の漏えいによる地下水汚染事例が毎年継続的に確認された状況を踏まえ、地下水汚染の未然防止の観点から、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置を講ずることにしたものである。

制度設計に当たっては、目的は異なるものの、施設からの物質の漏えいを防止し、被害を未然に防ぐという点では同様であることから、消防法やその他の法律の規定を参考としたところである。

例えば、消防法や高圧ガス保安法では、施設の構造等に関する基準の遵守義務及び点検の義務の規定がある。また、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）では、指針等によって、施設等の構造や点検に関する規定がある。

対象物質として、一部物質が重複する法令として、消防法、化審法、化管法、毒劇法をとりあげ、関連規定の概要を以下に示す。

ア 消防法について

消防法は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする法律である。

消防法では、第2条第7項で、危険物として、引火性、発火性、可燃性、酸化性等の性質をもつ物質を規定している。なお、水濁法の有害物質と同一の物質はベンゼン、1,2-ジクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン等である。（「参考資料8 有害物質の基本性状」を参照。）

取扱所等の構造及び設備についての規定は、以下のとおりとされている。

- ・ 製造所、貯蔵所及び取扱所について、位置、構造及び設備の技術上の基準を政令で定める旨規定。（法第10条第4項）
- ・ 上記の技術上の基準として、タンク室内に設置する鋼製タンク、二重殻タンク、危険物の漏れを防止する措置を講じたタンクについて設置条件、タンクの構造、タンクの外面保護、配管等に係る構造及び設備の基準を規定。（危険物の規制に関する政令）
- ・ 市町村長等は、取扱所等の設置の許可申請があった場合、上記の技術上の基準に適合する等のときに許可。（法第11条第2項）
- ・ 取扱所等の所有者等は、上記の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。（法第12条第1項）

現在最も設置数の多い鋼製タンク直接埋設方式の地下タンク貯蔵所は、平成17年4月1日以降設置不可。ただし、平成17年4月1日に既に設置されているかまたは設置の許可を受けているものについては、従前の基準が適用。

また、取扱所等の所有者等は、取扱所等について、定期的に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならないこととされている（法第14条の3の2）。

なお、消防法では、危険物の規制に関する政令において、地下タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所の配管について、位置、構造及び設備の技術上の基準を定めており、水濁法とは「施設」、「設備」等の用語の使い方が異なることに注意が必要である。

イ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）について

化審法は、化学物質による環境汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする法律である。

化審法では、特定の化学物質の製造事業者、取扱事業者が、化学物質の取扱いに係る環境汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を、主務大臣が公表するものとされ（第27条）、この規定に基づいて以下の告示が公表されている。

- ・ トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第5条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは同令第5条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）塗料（水系塗料を除く。）洗淨剤（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテ

トクロクロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針(平成22年3月31日厚生労働省、経済産業省、環境省 告示第4号)

- ・クリーニング業者に係るテトクロクロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める洗浄剤でテトクロクロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針(平成22年3月31日厚生労働省、経済産業省、環境省告示第5号)

これらの告示において、特定の化学物質を取り扱う施設の周囲及び床面、配管等に関する基準を定めるとともに、定期点検の実施についても規定されている。したがって、該当する事業者が、上記のトリクロクロエチレン等の該当する化学物質を取り扱う際には、これらの告示について留意する必要がある。

ウ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)について

化管法は有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とする法律である。

化管法では、主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等(以下「指定化学物質等」という。)の管理に係る措置に関する指針を定め、これを公表することとされ(第4条)この規定に基づいて以下の告示が公表されている。

- ・指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(平成12年3月30日環境庁、通商産業省告示1号)

この告示において、指定化学物質等を取り扱う施設の周囲及び床面、配管等に関する基準を定めるとともに、定期点検の実施についても規定されている。したがって、該当する事業者が、指定化学物質等を取り扱う際には、当該告示について留意する必要がある。

エ 毒物及び劇物取締法(毒劇法)について

毒劇法は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締まりを行うことを目的とする法律である。登録を受けた事業者でなければ、毒物や劇物を製造、販売、貯蔵、運搬してはならないとしており、また毒物、劇物が製造所、営業所、店舗等から外に飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならないことを定めている。水濁法の有害物質では、水銀、ひ素、セレン等が毒物に、アンモニア、四塩化炭素等が劇物に指定されている。

取り扱う施設や設備に関する構造基準は法令レベルでは規定されておらず、厚生労働省の通知で、毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等に関する基準、日常点検、定期検査に関すること等が定められている。

土壌汚染対策法（土対法）について

土対法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とした法律である。

ここでは、特に、水濁法との関連について以下の事項を解説する。

- ・有害物質使用特定施設を廃止する際の土壌の汚染状況の調査・汚染の除去について
- ・水濁法の地下浸透規制と土対法に基づく要措置区域における汚染の除去等の措置の関係について

ア 有害物質使用特定施設を廃止する際の土壌の汚染状況の調査・汚染の除去について

土対法では、有害物質使用特定施設を廃止する際、土壌の汚染状況を調査し、その結果を都道府県知事に報告することを義務付けており（土対法第3条）汚染状況の調査は、環境大臣の指定を受けた指定調査機関（土対法第29条）に依頼し行わなければならない。ただし、水濁法第10条による廃止の届出を行う場合でも、土対法第3条第1項のただし書の適用により、汚染状況の調査・報告が必要のないケースも存在し、以下のケースについては、適用される場合がある。

- A 有害物質使用特定施設を更新し、その後も継続して使用する場合
- B 有害物質使用特定施設を（対象外施設に）用途変更し、その後も継続して使用する場合

水濁法上の手続きとしては、Aのケースでは、第10条の廃止の届出及び第5条第1～3項のいずれかによる設置の届出が、Bのケースでは、第10条の廃止の届出又は第7条の変更の届出が必要である。この場合、いったん有害物質使用特定施設の廃止の届出をすとしても、その後も継続して使用する場合には、土対法の調査・報告の義務は生じない。

また、水濁法の構造等に関する基準に適合させるために、有害物質使用特定施設の構造、設備等を変更する場合も、施設の廃止には該当しないため、やはり土対法の調査・報告の義務は生じない。

調査の結果、当該土地が汚染の除去・拡散の防止等が必要な場合は、要措置区域として指定される。この際、汚染土壌の処理は、都道府県への届出を行っている土壌処理業者（汚染土壌処理業に関する省令）に委託しなければならない。また、汚染土壌

の搬出や運搬についても届出が必要など、法律による規定があることに注意が必要である。具体的には、土対法及び関係法令、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第2版(2012)」等が参考になる。

イ 水濁法の地下浸透規制と土対法に基づく要措置区域における汚染の除去等の措置の関係について

地下水は、いったん汚染させるとその回復が困難なため、汚染の未然防止を図ることが何よりも重要であることから、水濁法では有害物質を含む水の地下浸透が禁止されている(法第12条の3)。今回の改正水濁法は、この地下浸透規制の趣旨に基づき、非意図的な地下水汚染の未然防止を図るために必要な措置として施設の構造等に関する基準等の遵守義務や定期点検義務を新たに設けたものである。

一方、土対法は、既に発生した汚染に対し汚染の状況の調査を行い、汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令等の事後的な対策を講ずるもので、水濁法の措置と時点が異なる。

このため、土対法で規定する調査や汚染の除去等の措置等では、既にある有害物質使用特定施設からの有害物質を含む水の追加的な地下浸透及び周囲への拡散の防止策として必ずしも十分ではないと考えられる。

また、地下における有害物質を含む水の挙動の把握、管理、浄化等は一般に様々な困難が伴うことを踏まえれば、まずは、汚染される前に、有害物質の地下浸透の未然防止に取り組むことが重要である。

以上から、水濁法と土対法では措置の目的が重なるものではなく、むしろ、両者の措置を必要に応じて組み合わせることによって、より効果的な地下水汚染、土壤汚染の対策を進めることができると考える。

なお、土対法に基づく汚染の除去等の措置の中には、今回の水濁法に基づく構造等に関する基準及び定期点検における同等以上の措置の一部として検討しうる場合も考えられ、そのような場合には、汚染と対策の状況を踏まえて水濁法に基づく措置の内容を検討することが適当である。(4.4(11)参照)

水濁法の適用除外等について

水濁法第23条第2項の規定に基づき、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律については、鉱山、電気工作物、廃油処理施設及び海洋施設等に関して、水濁法の一部の規定の適用除外とそれに伴う関係措置を規定している。適用除外項目には、届出や計画変更命令等、事故時の措置に関する事項が該当する。

一方で、ここで適用除外されている規定以外の水濁法の規定は、鉱山、電気工作物、廃油処理施設及び海洋施設等についても適用される。したがって、排水基準違反への

直罰、総量規制基準の遵守義務、特定地下浸透水の浸透の制限、排出水の汚染状態等の測定、記録等、地下水の水質の浄化に係る措置命令等、緊急時の措置等の規定や、第 12 条の 4 に基づく有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務や第 14 条第 5 項に基づく定期点検の義務は、その他の特定事業場とともに、これらの適用除外施設等にも当然適用される。なお、改善命令については、都道府県知事が命令しようとするときにあらかじめ、上記の当該適用除外に係る法律に基づく権限を有する国の行政機関の長に協議しなければならない。

なお、法第 23 条第 2 項で適用除外としたのは、排水基準や総量規制基準の遵守のための諸措置が鉱山保安法等の法律に整備されていることによるもので、これらの法律の措置と水濁法に基づいて定められた排水基準や総量規制基準とが何らかの形でリンクがなされている。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）第 12 条において、工場又は事業場から排出水を排出する者に係る特定施設については一部水濁法の規定が適用されないこととされている。

これは、瀬戸内海については、その特殊性を踏まえ、その環境保全を図る観点から、特定施設の設置について、水濁法に基づく届出制の代わりに許可制を採用しているため、相当する水濁法の関連規定について適用除外としたものである。

瀬戸法に基づき許可を受けた特定事業場においては、今回の水濁法改正により追加となった有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等に関して、水濁法の規制が適用されることとなる。